

## 一般事業主行動計画

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性職員・・・年に1人以上取得すること。

目標2 育児休業中の諸制度を周知する。

## 一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

目標1 採用者に占める女性比率を、81%以上にする。